表的意思的意思。 介護保険事業計画)」を策定。これは平成十八年度 から二十年度までの三カ年の計画です。この概要を 問い合わせは介護高齢福祉課☎890 本市の高齢者に関する政策全般にわたる計画とな 「まえばしスマイルプラン(老人保健福祉計画・ 「まえばしスマイルプラン」を策定 本市の六十五版 果を含めて考えると、一施する「介護予防事業」 が進むことが見込まれます。ポイント上昇。今後も高齢 年間で約一万八千 が重要ですが、 昇すると見込まれます。 以上の人口の割合)は五 ■要介護等認定者数の推移 人口に占める割合は、 平, -成十七年 四百六人です。 6152 一の人数

いよう、予防を強化すること

(全人口に占める六十五歳 今後も高齢化 十月現在で六 高齢化 この

要介護等認定者数は平成十

十年度には一七・六%まで上十七年度の一五・二%から二 上人口に占める割合は、平成のまま増加すると六十五歳以 認定者は増加が見込まれ、こ このため、要介護にならな 平成

活動について、 ●共に生きるまちづくり 人福祉センター、

本理念2) ための健康づくりの推進(基 ●健康づくり・保健事業支援 地域の特性を踏まえて策定

と見込まれます の上昇に抑えることができる八%となり、一・六ポイント

そのため、四つの基本理念をする福祉の実現を推進します 目指して、 本市の高齢者保健福祉は「人」 施策の展開を進めます 四つの基本理念を 一人一人を大切に 人づくりに努める

4つの基本理念

▼生きがいのある生活を送る

「○…問い合わせは地域包

場所=本町一丁目五-

な相談も行っています。

護保険だけでない総合的

マネジメントを実施。介

介護予

●生きがい活動支援の充実 人材センタ

躍の場」の拡大を支援します図るとともに、高齢者の「活 ツ・レクリエーションセンター、学習活動や 内容の充実を や老

民の自主的、自発的な福祉活組み(地域力)を促進し、市地域住民同士支え合う取り 動を通して、人に優しいまち くりを推進します。 自発的な福祉活力)を促進し、市

■いきいきとした生活を送る

改善推進員など、推進し、保健推進

●介護予防事業の推進などの感染症予防を行い い高齢者を抽出する「スクリ ニング」を行 介護が必要になる恐れの高 います

や認知症などを予防するため 介護予

充実と結核・インフルエンザ もに、健康教育や健康相談の査やがん検診を推進するとと 推進し、保健推進員や食生活された「健康まえばし21」を 参加の地域に根ざした健康づ くりを行います。また、健康診 たちの活動を支援。 地域のリ います。

さら

上、閉じ込もり・認知症・う上や栄養改善、口腔機能の向具体的には、運動機能の向マネジメント」を行います。 利用を勧める「介護予防ケアわせてプランを作成。事業の護予防のための事業を組み合に、それぞれの人に合った介

寝たきり 防

社会資源を生かした総合的なれの専門性を生かし、地域のケアマネジャーなどがそれぞ保健師や社会福祉士、主任

ビスネッ

トワ

クを築く

包括的支持...・包括的支持...

包括的支援事業の推進の教室を開催し…,

高齢者施策の総合的な計画です ために、 を四月に設置しました。 地域包括支援センタ

・地域医療の充実・地域医療の充実 の充実に努めます。などと連携し、地域医療体制

意見募集の結果を ホームページなどで公表 第3期「まえばしスマイルプ

ラン|策定に関するパブリック コメント (意見募集) を実施。 その結果、2件の意見が寄せら れました。6月30日金まで市役 福祉課、障害福祉課(総合福祉 会館内)、前橋保健センター にぎわい観光課(千代田町二丁 目)、各支所・地区公民館で見 ることができます。なお、本市 ホームページにも掲載していま すのでご覧ください。

○…問い合わせは介護高齢福祉 課☎890-6152个。

ビス量を計画的に整備します。 活圏域単位で必要になるサ ●施設介護サービスの充実

を作成します。 ス計画(介護予防ケアプラン)

●居宅介護サービスの充実

要介護者の自立した生活を

ます。
・・公正な基準に基づく入所平・公正な基準に基づく入所平・公正な基準に基づく入所 を検討し、 整備を推進します。また、公の確保に向けた適切な施設の 適切に需要を見極めて整備量する人が多いことを踏まえ、 も、できるかぎり在宅を希望ことや、入所申し込みをして 険財政に深刻な影響を与える 保健施設の入所希望者は増加 介護老人福祉施設や介護老人 介護保険制度の導入以降、 この増加が介護保 必要なサービス量

支援など、サービスの質の維実施や事業者間の情報共有の

●地域密着型サービスの創設

向上を図ります。

要介護者などができるだけ

一人暮らしの高齢者を含めた介護保険に認定されない人や介護保険サービスのほか、 ●在宅支援サ ービスの充実

日 常 ル 上 生

進み具合と点検

公募の市民で構成する「高齢保健・医療・福祉の専門家や 者施策推進協議会」 計画を円滑に進めるため

実。食事(配食サービス)やする人のためのサービスを充日常生活に何らかの支援を要 します 事援助)など、介護保険制度 活の支援(生活支援型訪問家布団丸洗いサービス)、日常生 に含まれないサー (おむつサ ビスを提供 ビス、

支援に向けた介護予防サービ

地域包括支援センター

で自立

また、事業者研修会の事業者の適切な参入を

一、要支援二となった人に、

必要なサ

ービス量を確保する

さらなる利用者数増加に向け、

支える重要なサ

しい要介護認定では要支

ービスの充実(新

3力年計画

の確立(基本理念3) 心して暮らせる生活支援体制 ■住み慣れた地域や家庭で安

づくり(基本理念4) 由と権利擁護のための仕組み ■利用者のサービス選択の自

確保の仕組みづくり ・ビス選択における自由

者を選択できるよう情報提供自分に合ったサービスや事業 ら判断し契約する制度です 介護保険制度は利用者が自

的には、夜間対応型訪問介護、される多様なサービス。具体利用者のニーズに応じて提供

認知症対応型通所介護、

小規

活できるよう、地域の特性や住み慣れた地域で安心して生

態調査、虐待の防止や早期発進めます。また、利用者の実ドバックする仕組みづくりを など、利用者の権利 見、成年後見制度の 事業者に対する苦情などを 迅速に処理し、 利用者の権利擁護を推 フィ

や相談機能を充実させます。 ●権利擁護の仕組みづくり

5 市役所の住所は〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1です

早期発見・防止、ケアマです。権利擁護や虐待の送れるよう支援する機関

地域で自分らしい生活を

高齢者が住み慣れ

地域包括支援センタ

高齢者

総て

合い

相談す